11　第四項から第八項までの規定による第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の二の規定の適用については、同条第二項中「三千万円」とあるのは、「千万円」とする。

12　第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条第十四項を削り、同条第十五項中「第十三項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とする。

第十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七十三条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　平成二十九年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年四月一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日前にその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下この項及び次項において「個人番号」という。）を当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。以下この項及び次項において同じ。）の長に告知をしていないものが当該金融商品取引業者等の営業所の長に対して同日から同年十二月三十一日までの間に同号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同条第九項の規定にかかわらず、これを受理することができる。ただし、同条第八項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、同項に規定する住所及び個人番号が記載されている当該非課税口座開設届出書については、この限りでない。

6　平成二十九年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年十二月三十一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている同条第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、令和四年一月一日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をしたものとみなして、同条第十七項及び第十八項の規定を適用する。

第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条第二項中「の確定申告書」及び「連結確定申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を、「含む」の下に「ものとし、令和三年四月一日以後に提出するものを除く」を加える。

附則第四十二条第三項中「地方法人税確定申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

附則第五十一条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とする。

附則第七十条第二項中「係る新租税特別措置法」を「係る所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。）」に改め、「において当該帳簿書類に係る」の下に「令和三年改正法第十二条の規定による改正前の」を加え、「）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない」を「。以下この項において「令和三年改正前電子帳簿保存法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない」に、「同法第七条第一項（同法」を「令和三年改正前電子帳簿保存法第七条第一項（令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「同法第八条第二項（同法」を「令和三年改正前電子帳簿保存法第八条第二項（令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「新租税特別措置法」を「、令和三年改正前租税特別措置法」に改め、「読み替えられた」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十二条の規定による改正前の」を加え、「とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「とし、令和三年改正前電子帳簿保存法」に、「と、同法」を「と、令和三年改正前電子帳簿保存法」に改める。

附則第百二十六条第三項中「復興特別法人税申告書」の下に「（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）」を加える。

第十九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中法人税法第百五十一条第一項の改正規定を削る。

第四条中地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十条の改正規定を削る。

第四条のうち地方法人税法第三十条を同法第三十条の二とし、同法第五章中同条の前に一条を加える改正規定中「第三十条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える」を「次のように改める」に改める。

第十三条のうち国税通則法第七十四条の二第四項の改正規定中「削る」を「削り、同条第五項中「同項第二号ロ」を「同項」に、「第一項第二号ロ」を「第一項」に、「連結親法人」を「通算法人」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の二十一第十一項第二十四号の改正規定中「第四十一条の二十一第十一項第二十四号」を「第四十一条の二十一第十四項第二十四号」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法目次の改正規定中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第二条第二項の改正規定中「から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を同項第二十七号とし、同項第二十八号とし、同項第二十九号の二を同項第二十八号とし、同項第二十九号とし、同項第三十号とし、同項第三十一号とし、同項第三十二号とし、同項第三十三号とし、同項第二十五号の二を同項第二十五号とし、同項第二十四号とし、同項第二十三号とし、同項第二十二号とし、同項第二十一号とし、同項第二十号とし、同項第十九号とし、同項第十八号とし、同項第十七号とし、同項第十六号とし、同項第十五号とし、同項第十四号とし、同項第十三号とし、同項第十二号とし、同項第十一号とし、同項第十号とし、同項第九号とし、同項第八号とし、同項第七号とし、同項第六号とし、同項第五号とし、同項第四号とし、同項第三号とし、同項第二号とし、同項第一号に」を「を同項第二十六号の二とし、同項第二十六号とし、同項第二十五号の二とし、同項第二十五号とし、同項第二十四号とし、同項第二十三号とし、同項第二十二号とし、同項第二十一号とし、同項第二十号とし、同項第十九号とし、同項第十八号とし、同項第十七号とし、同項第十六号とし、同項第十五号とし、同項第十四号とし、同項第十三号とし、同項第十二号とし、同項第十一号とし、同項第十号とし、同項第九号とし、同項第八号とし、同項第七号とし、同項第六号とし、同項第五号とし、同項第四号とし、同項第三号とし、同項第二号とし、同項第一号に」に、「（同法第七十二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理すること）をいう」に改め、同項第三十一号を同項第三十二号とし、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十九号を同項第三十号とし」に、「改める」を「改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号の二を同項第二十七号とする」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法第十条第七項第七号の改正規定中「第十条第七項第七号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の三の二第一項中「第六十六条第六項各号」を「第六十六条第五項各号」に、「又は次条第八項第八号」を「、同法第六十六条第六項に規定する大通算法人又は次条第十九項第八号」に、「に該当するもの」を「（以下この項において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該普通法人